

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	河川課	整理番号	2 - 232
処分の種類	洪水調節のための指示			
根拠法令条例等・条項	河川法 第52条			
処分の概要	洪水調節のためダム設置者に対する災害防止等の指示			
処分基準 (未設定の場合 はその理由)	未設定 (処分の前例が無いいため法令以外の基準の定めは、困難である)			
基準の制定根拠	-			